

「2024年物流問題」の解消を！

松本労働基準監督署と松本労働基準協会では、松本蟻ヶ崎高校書道部の協力を得て、「2024年物流問題」(※)の解消に向けて、荷主や消費者に協力を呼び掛けるポスターを作成しました。

ポスターは、松本労働基準監督署(住所：松本市大字島立1696、電話：0263-48-5693)で配布していますので、お気軽にご連絡ください。

※ 2024年4月からトラックドライバーの残業時間が年960時間までに制限されます。トラックドライバーの労働時間が短くなることで輸送能力が不足し、物流に大きな影響が見込まれます。トラックドライバーの長時間労働を抑制しつつ、必要な輸送能力を確保するためには、荷主や消費者の協力が不可欠です。



長野県 特定(産業別)最低賃金のお知らせ

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

今般、長野県地域最低賃金の改正に続いて、長野県内の特定の産業で働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」が以下のとおり改正されました。

なお、適用業種等の詳細については、長野労働局ホームページでご確認ください。

【対象業種】	【時間額 (令和4年改正額)】	【発効年月日】
計量器・測定器等製造業	983円(945円)	令和5年12月24日
はん用機械器具等製造業	994円(956円)	令和5年12月20日
各種商品小売業	950円(910円)	令和5年12月31日
※長野県地域最低賃金	948円(908円)	令和5年10月 1日

【お問い合わせ先】

長野労働局労働基準部賃金室 (☎026-223-0555)
または最寄りの労働基準監督署へ

